

県道拡張工事中の工事現場付近において発生した 交通事故で仮設歩道設置義務等が争われた事例 — 岐阜県道交通事故損害賠償請求事件 —

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

〔二審判決〕平成一六年六月三〇日
岐阜地方裁判所 請求棄却（確定）

はじめに

道路の改築等の工事期間中は、暫定的な構造で供用している箇所が多く、このような暫定的な構造で供用中の道路では、暫定的な供用部分と既供用部分の境界線部は道路利用者にとって利用し難い構造になっていることが多い。

今回は、県道拡張工事中の工事現場付近（工事区間外）において発生した交通事故で、仮設歩道を設けなかったこと等について争われた事例を取り上げることとする。

一 事件の概要

本件は、被告岐阜県（以下「被告県」という。）

の発注した県道拡張工事の工事現場付近において、原告らの子（以下「A」という。）がB（以下「B」という。）の運転する大型貨物自動車に轢過されて死亡した事故による損害賠償を請求している事件である。被告Cはこの工事現場において自動車の誘導を行っていた者、被告D株式会社（以下「被告D社」という。）は被告Cの使用者であり、被告株式会社E工務店（以下「被告E工務店」という。）は県道拡張工事を請け負って施工していた者である。なお、訴え提起時に被告であったBとの間では、和解が成立している。

1 当事者間に争いが無い事実

平成一三年五月二一月午後四時二五分ころ、県道一七六号線（以下「本件道路」という。）の岐阜市路上（以下「本件現場」という。）において、

Bの運転する大型貨物自動車は普通自動車に乗ったAを轢過する交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

本件事故のころ、本件現場付近では、被告県の発注した本件道路の拡張工事（以下「本件工事」という。）が行われており、本件工事を請け負って施工していた被告E工務店は、工事に伴う交通整理のための誘導業務を被告D社に請け負わせ、その従業員として被告Cが交通整理に当たっていた。

A・・原告らの子

B・・大型貨物自動車運転手（和解済み）

被告C・・工事現場において自動車の誘導を行

っていた者

被告D社・・被告Cの使用者

被告E工務店・・県道拡張工事施工者

2 原告の請求

被告らは原告らに対し、連帯して二、二八〇万四、七〇七円及びこれに対する平成一三年五月二日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 主な争点

1 原告らの主張

(1) 被告県及び被告E工務店の責任原因

本件現場付近の本件道路は、本件工事のために片側交互通行を行うことにより、停止する車両が増加し、渋滞が起きることが予想されたから、被告県は本件工事の管理者として、被告E工務店は本件工事の施工者として、本件現場付近に別図(43頁参照)記載のAからBまでの間に仮設歩道を設けて、車道と歩道(自転車通行帯を含む。)を分離して、渋滞する車両の側方を通過する歩行者や自転車の安全を確保する義務があったのに、これを怠った。仮設歩道の設置が困難であるとしても、被告県は本件工事の管理者として、被告E工務店は本件工事の施工者として、本件道路と南北に交わる道路との交差点における車両の誘導だけでなく、歩行者及び自転車を安全に誘導する交通整理員を別図のB地点付近にもう一人配置すべきであったのに、これを怠った。

(2) 被告C及び被告D社の責任原因

被告Cは、本件現場付近において交通整理を行っていた際、大型貨物自動車のすぐ近くにAの運転する自転車を認めたのであるから、何らかの事故の発生を予測して、大型貨物自動車の運転者に対して停止を求めるといった危険回避措置をとるべきであったのに、これを怠った。被告D社は被告Cの使用者である。

(3) 損害(略)

2 被告C及び被告D社の主張

被告CがAの運転する自転車を認めたのは、三メートル以上離れた位置でBが大型貨物自動車を発進させたところであり、Bに対して停止の合図を出すだけの時間的余裕はなかった。したがって、被告Cには過失はなく、被告D社も責任を負わない。

3 被告県の主張

被告県が行う道路工事において、仮設歩道を設けるのは、①工事区間及びその前後に歩道が整備されており、工事に伴って歩道が分断される場合、②通学路に指定されている場合、③歩行者及び自転車の通行量が多い場合、④工事箇所周辺に迂回するための道路がない場合その他の仮設歩道が必要な場合である。ところが、本件現場は本件道路の工事区間外にあり工事の影響により道路の幅員、対面通行に変化が生じていないし、①から④

までの事情も存しない。また、被告県の工事担当部局は、工事を行う前に岐阜県公安委員会及び岐阜北警察署長と協議したが、交通規制等の中に仮設歩道の設置は含まれていない。したがって、仮設歩道の設置義務はなかった。原告らの主張する位置に交通整理員を配置することは、工事を行う前に岐阜県公安委員会及び岐阜北警察署長から示された交通規制等に含まれておらず、配置の義務はない。なお、本件事故後に交通整理員が四名に増員されたのは、本件事故とは関係のない理由からである。

4 被告E工務店の主張

本件現場は本件道路の工事区間外にあり、工事の影響により道路の幅員、対面通行に変化が生じていないし、被告E工務店は、被告県から要求された工事の条件を遵守しており、仮設歩道の設置はこの条件に含まれていないから、設置の義務はない。交通整理員に関する主張は、被告県の主張と同旨である。

5 争点のポイント

① 被告県及び被告E工務店に、本件現場付近の別紙図面記載AからBまでの間に仮設歩道を設ける義務があったか否か。

② 仮設歩道の設置が困難であるとしても、被告

県及び被告E工務店は、歩行者及び自転車を完全に誘導する交通整理員を別図のB地点付近にもう一人配置すべきであったか否か。

③ 被告Cは、本件現場付近において交通整理を行っていた際、大型貨物自動車のすぐ近くにAの運転する自転車を認めたととき、何らかの事故の発生を予測して、大型貨物自動車の運転者に対して停止を求めるときの危険回避措置をとるべきであったか否か。

三 主な争点に対する裁判所の判断

1 主文

原告の請求を棄却する。

2 争点①について

(1) 以下の事実が認められる。

ア 本件事故は、Bが本件現場手前で停車した後、発進時に前後左右の確認を怠り、Aの運転する自転車に気づかないまま、B運転の大型貨物自動車の前部を自転車に衝突させ、これにより転倒したAを左後輪で轢過したものである。

イ 本件工事は、本件道路の幅員を拡張するための工事であり、工事箇所は、従来の本件道路の外側（南北）に位置する。そのため、工事箇所に沿ってカラーコーンで仕切

った仮歩道の西端において、通行することのできる道路の幅員がやや狭くなっているが、それ以外は、工事箇所側方においても工事区間に接続する本件道路の幅員（舗装部分のみで約五・七メートル）とほぼ同じ幅員で通行することが可能であった。

ウ 本件工事に際して岐阜県公安委員会及び岐阜北警察署長から示された交通規制等は片側交互通行であり、工事区間については片側交互通行とされるが、これに接続する本件道路（本件現場付近）においては、従来どおり対面通行とされる。

エ 本件現場付近の本件道路は、本件工事が行われていた区間外にあり、工事により通過することのできる道路幅員が狭くなったり、対面通行が制限されたりすることはなく、工事前と同じ状態であった。

(2) 原告らは、被告県及び被告E工務店が本件現場付近に別図記載AからBまでの間に仮設歩道を設置する義務があったと主張する。

一般に、自動車比普通自転車を追い抜くなど側方を通過するときには、自転車が急にならつくことも考慮して、自転車の側方に十分な離隔を設けて通行すべきである。原告らの主張する仮設歩道が設置され、歩行者や自転車がその仮設歩道を通行するならば、自転車

等の側方を通過する自動車との離隔が確保され、自転車の通行による風圧や威圧感が軽減され、自転車等の安全な通行が確保される効果がある。本件工事の工事区間においては、約五・七メートルの幅員の道路を片側交互通行とする規制が行われているから、約五・七メートルの幅員を片側一車線分として使うことができ、大型貨物自動車（車幅約二・四九メートル）が自転車等と併走しても、その側方に十分な離隔を設けることができるし、これが片側交互通行の規制を行った理由の一つであると解される。

ところが、本件現場は工事区間外（工事箇所西端から約二四・四メートルの位置）にあり、工事区間外の本件道路の幅員に変更はない。すなわち、本件現場付近の本件道路は幅員約五・七メートル、片側約二・八メートルであり、この幅員が自転車等の安全な通行に適さない状態であるとしても、この状態は本件工事が行われているか否かにかかわらず変わらないものである。したがって、本件工事を行うことによって生ずる危険を防止するために仮設歩道の設置が必要とされるという関係には立たない。確かに、Bが本件現場手前で一旦停車したのは、本件工事に伴う片側交互通行の交通規制があったからではあるが、本件

工事が行われていなくても、本件現場の東方には信号機のある交差点があり、その信号で停車した自動車は本件道路に連なり、そのようにして本件現場付近に停車した大型貨物自動車の直前に自転車が停止する事態も起こり得る。このような事態は、本件工事とは関係なく生ずる可能性があるものである。本件事故の態様からみれば、Bが本件現場の一〇〇メートル以上手前でAの運転する自転車を追い抜いたことにより、その存在を認識しながら、一旦停車した後に発進する時に、Aの存在及び位置を確認しなかったことが本件事故の原因である。この事故態様をみると、本件工事によって自転車との十分な離隔をとることができなかった、あるいは本件工事によって自転車の発見が困難であったなど本件工事により影響を受けたところは認められない。

以上のとおり検討したところからすれば、仮設歩道が設置されていれば本件事故は避けられた可能性はあるものの、そのような可能性だけでは、本件工事の管理者（被告県）又は施工者（被告E工務店）による仮設歩道の設置という法的義務を導き出すことはできない。

争点②について

原告らは、仮設歩道の設置が困難であるとして

も、被告県及び被告工務店は、歩行者及び自転車を安全に誘導する交通整理員を別図のB地点付近にもう一人配置すべきであったと主張する。

交通整理員は、道路工事等に伴って交通規制がされている場合等に、車両の運転者に工事現場や交通規制の存在を認識させ、その道路状況に即した通行をさせるために、交通整理等を行う。交通整理員が行う交通整理の対象になるのは、車両に限らず、歩行者や自転車も含まれるし、歩行者や自転車を保護して安全に通行させるための交通整理員もあり得る。

しかし、原告らの主張する位置に交通整理員を配置することは、工事を行う前に岐阜県公安委員会及び岐阜北警察署長から示された交通規制等に含まれていない。また、車両の運転者が交通整理員の出した合図に従って通行すれば、それによって事故の場合にも直ちに免責されるというものではなく、最終的な安全確認は車両の運転者や歩行者が負担する。したがって、原告らの主張どおり、交通整理員を配置したとしても、最終的な安全確認は車両の運転者や歩行者が負担するから、Bが発進時に確認を怠ったという本件事故の態様に鑑みれば、原告らの主張どおりの位置に交通整理員を配置したとしても、本件事故は防ぐことができなかつたと考えられる。

以上のとおり、被告県及び被告E工務店は、歩

行者及び自転車を安全に誘導する交通整理員を別紙図面のB地点付近にもう一人配置すべき義務を負っていたとはいえない。

4 争点③について

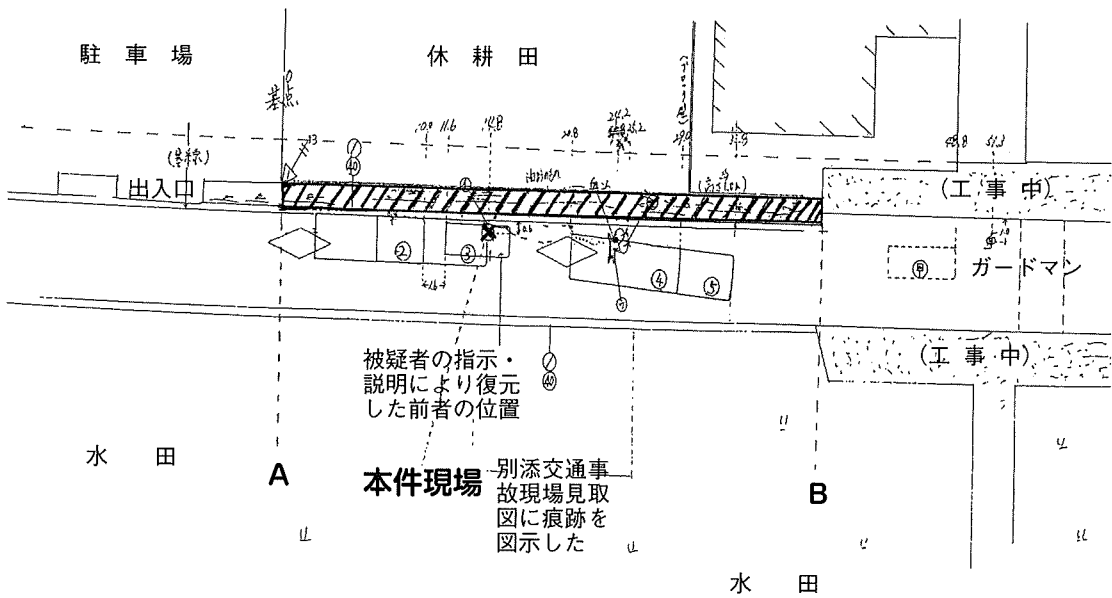
本件事故の当時、被告Cが本件現場付近において交通整理を行っていたことは、当事者間に争いが無い。

被告CがAの運転する自転車を認めたのは、三メートル以上離れた位置でBが大型貨物自動車を発進させたところであり、Bに対して停止の合図を出すだけの時間的余裕はなかつたことが認められる。また、声による合図をしても三五メートル以上の距離があると、Bに伝わるとは考えられず、動作で合図をしても、Bがこれを発見し、意味を理解して、ブレーキをかける行動に出るとは限らない。さらに、前記のとおり、最終的な安全確認は、車両の運転者や歩行者がすべきものであることに鑑みれば、大型貨物自動車のすぐ近くにAの運転する自転車を認めても、そのことから何らかの事故の発生を予測する注意義務はなく、大型貨物自動車の運転者に対して停止を求めるなどの危険回避措置をとるべき義務はない。したがって、被告Cに原告らの主張するような過失があったとは認められず、その使用者である被告D社にも責任はない。

5 結論

以上のとおり、仮設歩道の設置がされていれば本件事故を防ぐことができた可能性があるものの、これを設置しないことが注意義務違反であるとはまではいえないし、本件事故の発生にB以外の者の過失が作用したとは認められない。

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却し、主文のとおり判決する。



別図